

# News Letter

ニュースレター

No. 41

2026.2.5

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル  
新町キャンパス臨光館414号室E-mail [derc-sw@mail.doshisha.ac.jp](mailto:derc-sw@mail.doshisha.ac.jp)URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>

編集・発行：小山 隆

## 同志社とアロハスピリット

本学社会福祉学科准教授 マーサ・メンセンディーク

2025年は同志社創立150周年、そして社会学部20周年の節目の年にあたり、歴史と歩みを振り返る機会でもありました。ここで同志社とハワイとのつながりを少し紹介したいと思います。

アロハ (Aloha) という言葉は挨拶として使われるだけでなく、愛や慈愛、平和という意味もあります。また「アロハスピリット」は、アロハという精神を持って生きる、他人に対して親切を行う、という意味で、ハワイ州では Aloha Spirit State Law (アロハスピリット州法) が制定されているほど尊重されています。ハワイを訪れた方はアロハスピリットを肌で感じられたかと思います。アロハスピリットはハワイ先住民の文化と価値観に根ざしています。ハワイが多文化社会へと変容できたのは、先住民の寛容・包容の精神が大きいと言えるでしょう。白人の貿易商と植民者、宣教師、そしてプランテーションで働くために移住した多くの労働者といった多様な人種、民族集団が共生できる土台がハワイには存在していたのです。(植民者が持ち込んだ伝染病で先住民の人口が万単位で失われたことや、白人がもたらした環境破壊など、様々な問題があるのも事実です。)

この多民族社会ハワイと同志社との繋がりは多岐に渡りますが、中でもハワイの日系社会を支えた同志社出身の牧師たちの活躍を忘れてはなりません。1868年から1908年まで多くの日本人が契約移民、主にサトウキビプランテーションの労働者としてハワイに渡り、厳しい労働と異文化の中の暮らしを強いられました。奥村多喜衛は同志社卒業後、1894年にハワイに渡り、Makiki Christian Church (ホノルル) の牧師として日系人移民に遣えました。教育や福祉活動にも積極的で、病院や奥村ホームという寄宿舍施設など、さまざまな社会事業を立ち上げました。ちなみにマキキ教会は現在も天守閣をもつ城の教会として親しまれています。

また曾我部四郎も同志社で学び、1894年に宣教師としてハワイ島に派遣され、牧師として奉仕し、恵まれない子どもたちのためにホノム義塾を設立しました。彼は義塾を通して、アメリカ人、日本人という固定した考え方を超え、人種や階級などのあらゆる差別、偏見をなくすことに貢献できる人材の育成に尽力しました。日本人のアメリカ移住には一時期排日移民法が制定されるなど苦難の歴史があります。ハワイは本土より移民に寛容でしたが、それでも過酷な環境に置かれた日系移民を、奥村や曾我部のような人たちが支えたのです。

このように、同志社150年の歴史の中で、新島襄の教えを受け継いだ卒業生たちが国内外に多く存在し、現在も様々な現場で活躍されています。彼らは社会福祉学研究・教育に携わる私たちにとっても大切な歴史であり、インスピレーションになっているのではないのでしょうか？

## 1 日本社会福祉学会第73回秋季大会参加報告

- ① 木内 さくら（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）「思い出と気づきが重なった学会参加」
- ② 李 姗姗（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）「初めての全国学会発表を経験して」
- ③ 黄 慧娟（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）「学会発表を通して見えた研究課題と今後の展望」
- ④ 羅 傑夫（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）「学会発表を振り返って——少人数からの深い学び」
- ⑤ 国 儒（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）「学会大会の発表から」
- ⑥ 林 睿智（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士課程）  
「学びの舍を裏方として支えて 日本社会福祉学会第73回秋季大会スタッフ参加記」
- ⑦ 掛屋 美律（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士課程）「初めての学会大会で得た、人とのつながりと学び」

## 2 紹介と批評

- 埋橋 孝文（本学名誉教授・大阪公立大学客員教授）  
「デイヴィッド・ガーランド（小田透訳）  
『福祉国家—救貧法の時代からポスト工業社会へ』（白水社、2021年9月）」

## 3 書評

- ① 評者：廣野 俊輔（本学社会福祉学科准教授）  
「鈴木良『スウェーデンにおける障害者のパーソナルアシスタンス制度—抑制政策を越えて、当事者主導性の確立へ』（明石書店、2025年）」
- ② 評者：澤田 ゆかり（東京外国語大学教授）  
「郭芳『「日本式介護」の中国進出：高齢者ケアの現地化プロセス』（明石書店、2025年9月）」

# 1 日本社会福祉学会第73回秋季大会参加報告

## 1 思い出と気づきが重なった学会参加

木内 さくら（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

2025年10月4日および5日に第73回日本社会福祉学会秋季大会が開催され、口頭発表および学会当日のスタッフとして参加しました。今回、同志社で開催された学会に参加する機会を得たことは、私にとって大変感慨深いものでした。馴染みのあるキャンパスで、全国各地から多くの研究者が集い議論を交わす光景を目にすると、学生時代を思い出しながら、研究の道を歩み始めた者としてこの場に戻ってこられたことへの喜びを強く感じました。

今回の学会は、およそ30年ぶりに同志社が実施を担当したという点でも特別な学会でした。前回の開催時にはご自身が院生であった先生方から、その頃の学会運営の様子などを伺っておりました。同志社が長年に

わたり学会に貢献してきた事実や、世代を超えて学問が受け継がれていく営みを思うと、その場に居合わせていることの重みを実感しました。

また、今回私は久しぶりに社会福祉学会での口頭発表をいたしました。発表前は緊張や不安でいっぱいでしたが、発表時に多くの質問や助言をいただき、大変刺激を受けました。自身の研究やプレゼンテーション力を見つめ直す機会となっただけでなく、やはり学会の場で、様々なご意見を直接いただくことの楽しさと意義を改めて感じました。

さらに、学会運営の裏側を見ることができたのも貴重な経験でした。微力ながら当日にお手伝いさせていただきましたが、会場設営・進行管理など、学会を支



える作業は多岐にわたり、そのどれもが円滑な運営のために欠かせないことを目の当たりにしました。研究発表やシンポジウムといった表舞台には、その場を成立させるための地道で重要な作業があり、学会を主催・運営することの大変さを強く実感しました。学会は、研究者が成果を共有し、新たな知見を得るために不可欠な場です。その基盤を支える側にも大きな責任と役

割があるということを改めて学ばせていただきました。

同志社での学会参加は、研究者としての原点を振り返るとともに、学会に関わる多面的な意義を実感する貴重な機会となりました。今回得られた経験や気づきを今後の研究活動に活かし、研究に向き合いながら、学会への貢献にも少しずつ関わっていければと思います。

## 2 初めての全国学会発表を経験して

李 姍姍（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

2025年10月4日・5日の両日にわたり、日本社会福祉学会第73回秋季大会が同志社大学にて開催されました。2025年は同志社英学校創立150周年にあたる記念の年でもあり、私自身も博士後期課程2年目を迎える年であったことから、本大会への参加は人生において忘れがたい経験となりました。

今年度の秋季大会が同志社大学で開催されるにあたり、院生として大会運営の一部をお手伝いする機会もいただきました。大会当日は、二日間とも朝早くから先生方や院生と集合し、一日の流れや各自の担当業務を確認しながら準備・運営に携わりました。

大会テーマは「現代社会福祉学の思想的基盤—理論と実践の根源を問う—」でした。基調講演では、松原洋子先生（立命館大学 大学院先端総合学術研究科）より、「倫理的・法的・社会的問題（ELSI）としての強制不妊—日本の優生保護法史の検討—」というテーマでご講演をいただきました。続くシンポジウムでは、金子光一先生（東洋大学）が歴史論の視点から、岩崎晋也先生（法政大学）が原理論の視点から、空閑浩人先生（同志社大学）が実践論の視点から、それぞれ現代社会福祉学の根源について論じられました。初日は運営補助の関係ですべてのプログラムに参加することはできませんでしたが、後日、資料と動画を通じて内容を学びました。

二日目は、自身にとって初めての全国大会での口頭

発表となりました。発表セッションは「高齢者保健福祉④」で、崔允姫先生（東京福祉大学）、石黒暢先生（大阪大学）による、緻密な分析と深い洞察に基づくご発表が行われました。私は三番目の発表者として登壇しました。

お二人の先生方の発表を拝聴する中で、その内容の深さにより緊張感が一気に高まり、自身の発表への不安も次第に大きくなりました。普段のゼミ発表とは異なり、初めての全国大会という場で、多くの初対面の研究者の方々を前にしたことで、発表直前には一瞬頭が真っ白になる感覚もありました。発表前にペットボトル一本分の水を一気に飲み干し、その勢いで登壇したことを今でもよく覚えています。今回の発表テーマは「職場教育における介護職員の育成の現状と課題—介護人材の多様化を背景に—」であり、博士論文に向けた理論研究段階で整理した内容を基礎研究として報告しました。すべての発表終了後には、座長の市瀬晶子先生（関西学院大学）より、セッション全体を踏まえた丁寧なコメントをいただき、多くの示唆を得ることができました。

本大会への参加および発表を通して、全国規模の学会における研究交流の意義や、自身の研究課題をより広い文脈で捉える重要性を強く実感しました。今回の経験を今後の研究活動に活かしていきたいと考えています。

### 3 学会発表を通して見えた研究課題と今後の展望

黄 慧娟（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

2025年10月5日、同志社大学で開催された日本社会福祉学会において、「家族文化に基づくクライアントの主体性支援に関するソーシャルワークの検討—中国のソーシャルワーカーを対象としたビネット・インタビューを通して—」というテーマで口頭発表を行った。会場では多くの研究者や実践家から貴重なコメントや質問をいただき、研究の盲点や説明不足の部分に気づく機会となった。以下では、発表を通して得られた主な反省点を二点述べる。

第一に、発表時間の配分の問題である。今回の発表時間は15分であったが、「研究結果」に入るまでに10分以上を費やしてしまい、結果の説明が十分にできないまま「考察」に移ってしまった。そのため、聴き手にとって研究の流れがやや途切れてしまい、結果の理解が不十分なまま考察を聞くことになったと考えられる。今後は、発表全体の構成をより明確にし、限られた時間の中で研究の要点を的確に伝えられるよう、内容整理と時間配分を工夫する必要がある。加えて、聞き手が研究の背景・目的・結果・考察を一貫して理解できるよう再検討していきたい。

第二に、研究の焦点設定の問題である。本研究は、中国の文化的背景の中でソーシャルワークをどのよう

に展開していくかを検討することを目的としている。しかし、中国文化には家族主義、関係性重視、義理人情の重視など、日本文化と共通する要素が多く見られる。そのため、発表の中では日本の議論や実践を参照しながら考察を行ったが、結果として今回の調査で得られた知見の提示が弱まり、研究の独自性が十分に示されなかったと反省している。今後は、中国で得られたデータをより丁寧に分析し、その文化的特徴を基盤としてソーシャルワーク実践における課題や可能性を検討していく必要がある。その上で、日本との共通点や相違点を整理し、アジア的価値観を踏まえた支援モデルの構築へとつなげていきたい。

今回の発表を通して、さまざまな反省点が浮かび上がったが、それもまた学会発表の持つ意義であり、楽しさでもあると改めて感じた。多くの参加者とのやり取りを通じて、自分の研究を新しい視点から見直すことができた。一方で、自らの研究を信じる力も必要である。多くの意見を取り入れることは有意義であるが、研究の初心がぶれないように、譲ることのできない部分を持ち続けることも重要である。そのバランスを保つことは容易ではないが、それこそが自らの特性を生かした研究を形づくるために避けて通れない道である。

### 4 学会発表を振り返って——少人数からの深い学び

羅 傑夫（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

10月の第一週末、4日と5日の二日間にわたり、日本社会福祉学会第73回秋季大会が我が校・同志社大学今出川キャンパスにて開催された。本学が開催校としての役割を担う中、私たち社会福祉学科の学生と教員たちはスタッフとして大会の運営に積極的に参加した。

こうした貴重な機会を活かし、10月5日午前の研究発表セッションにおいて、私は「中国における非公認教会（家庭教会）の福祉的取組と専門職信徒に関する調査」と題する研究発表を行った。聴講者は数名に留まったが、質疑応答で寄せられた三つの質問は、本研



究の核心に触れる極めて有意義なものであった。

『『専門性』の具体的内容とその判断基準』についての問いから、本研究で定義する専門性が、神学的訓練に加え、社会福祉の専門知識と実践能力を指すことを明確化する必要性を認識した。具体的には、福祉活動における体系的なアセスメントと計画性、倫理的判断、継続的評価、他機関との連携の四点を判断基準として設定している。この観点から、専門職信徒は世俗的専門知識と信仰的価値観を往還させる可能性を持つ一方、その活かし方には課題も残ることが確認された。

「5名の知見の代表性とサンプリング・バイアス」に関する指摘は、研究方法論の根本を問うものであった。確かに、5名の事例から中国全体を統計的に代表させることは不可能である。本研究の目的は大規模調査ではなく、深い記述を通じた可能性と課題の析出にある。しかし牧師紹介によるサンプリングが特定の立場に偏る可能性は否定できず、今後の研究では対象者

の多様性を確保する方法の模索が不可欠である。

『『福祉的取組』の意味』についての問いは、日中における福祉概念の差異を浮き彫りにした。本研究でいう「福祉的取組」とは、教会が行う信徒・非信徒を問わない社会的支援活動を広く指し、中国においては公的セーフティネットの隙間を埋める「インフォーマルな福祉」としての性格を有している点を補足すべきであった。

自校での学会開催という得難い経験を通じ、運営側と発表者の双方の立場を体感することができた。聴講者数は少なかったものの、頂いた質問は本研究の概念的厳密性、方法的妥当性、文化的文脈における説明責任の重要性を改めて認識させるものとなった。これらの建設的批判を真摯に受け止め、調査方法の改善を図りつつ、中国独特の福祉実践の実態をより深く明らかにしていきたい。

## 5 学会大会の発表から

国 儒（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程）

2025年10月4日（土）、5日（日）の2日間にわたって、同志社大学今出川校地にて、「現代社会福祉学の思想的基盤—倫理と実践の根源を問う—」という主題で日本社会福祉学会第73回秋季大会が開催された。2日目に、口頭発表が行われ、当日、筆者が高齢者保健福祉分野分科会に参加し、発表を行なった。

筆者は、今回の発表で、「日本の孤独・孤立対策のあり方—イギリスの取り組みから得られた示唆—」をテーマにした。

2020年から、新型コロナウイルス感染症が世界中で流行することに伴い、これまでの社会環境の変化等により孤独・孤立問題が深刻化している社会において、内在していた社会的孤立問題がコロナ禍により顕在化してきた。こうした状況のもと、2021年1月に、孤独対策を検討する勉強会が開催され、総合的な対策をまとめ、政府への提言を行うことが打ち出された。同年

に国は孤独・孤立対策の担当大臣を任命し、孤立問題だけではなく、孤独も政策のなかに取り込んで検討され、政策課題として位置付けられた。

このような背景のもと、本研究では、将来の日本における孤独・孤立対策のあり方について考察する。そのため、2018年に孤独担当大臣を任命し、孤独に関するデータを蓄積した上で政策を進めているイギリスの取り組みを参考にする。イギリスでは、社会的孤立の解消を通じて、健康に深刻な影響を及ぼす孤独を軽減することを目指している。さらに、中央政府の取り組みに先立ち、地方自治体や非営利団体が行なっている孤独・孤立対策の実績にも注目することが必要である。これから得られた治験や経験を日本に与える示唆を検討することを目的とした。

発表後、会場からいくつかの質問をいただいた。具体的には、一つ目として、「孤独・孤立の状況を把握

する際、測定指標として、『直接的指標』と『間接的指標』が言及されたが、その具体的な違いは何か？」二つ目の質問は、「これらの指標を主にどのように活かして用いられるか？」というものが主であった。

筆者は、それぞれの質問に対して、それぞれ具体例を挙げながら説明し、回答をした。このように、質問をいただき、答えることによって、自分の研究もう一度振り返ることができた。また、これまでの研究にお

ける分析、主張したいことなどがうまく伝えてきたのかを改めて確認し、足りない部分を見直す貴重な機会になると感じた。さらに、自分の研究だけではなく、他の先生や様々な福祉現場で仕事をされる方々の発表を聞き、多様な視点から考えることができ、とても良い交流と学びになったと思った。今回の経験を今後の研究にいかし、より一層深めていきたいと考える。

## 6 学びの舎を裏方として支えて 日本社会福祉学会第73回秋季大会スタッフ参加記

林 睿智（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士課程）

### 1. はじめに：在学生としての責任感と参加の動機

秋の気配が深まり始めた去る10月、私が所属する同志社大学今出川キャンパスにて「日本社会福祉学会第73回秋季大会」が盛大に開催されました。日頃、私が研究と生活の拠点としているこのキャンパスが、日本全国から社会福祉研究者をお迎えする晴れの舞台となることを知り、在学生として、また研究科の一員として、少しでも運営の力になりたいと考え、運営スタッフに応募いたしました。

今回の参加は、私にとって単なる「アルバイト」としての業務にとどまらず、同志社大学の一員として、また学会を構成するメンバーとして、大会の成功を足元から支えたいという責任感と自覚から始まったものでした。

### 2. 現場での活動：「配慮」と「運営の重み」への気づき

当日は主に、会場案内および基調講演やポスター発表セッションの会場設営・準備を担当いたしました。私にとっては慣れ親しんだキャンパスですが、初めて訪れる学外の参加者にとっては、建物や動線が複雑に感じられる場合もあることを常に念頭に置き、業務にあたりました。単に道順を示すだけでなく、お困りの様子の方を見かければ自ら進んでお声がけし、参加者の皆様が不安なく、快適に学会に臨めるよう努めまし

た。

特に印象深かったのは、ポスター発表セッションの準備です。発表者が日頃の研究成果を遺憾なく発揮できるように、パネルの設置や備品の管理を綿密に行いました。研究者が発表のみに集中できる環境を整えること、それこそが今回の活動において私が担うべき「縁の下の力持ち」としての責務であると実感しました。華やかな学術大会の成功は、登壇する発表者だけでなく、その舞台裏で黙々と動く数多くのスタッフや関係者の支えがあってこそ成り立つものであることを、身をもって学ぶ貴重な機会となりました。

### 3. 研究者との交流、そして新たな刺激

スタッフ業務の合間に触れた学会の風景は、私自身にとっても大きな知的刺激となりました。それぞれの研究テーマを巡って真剣に議論を交わす研究者たちの姿や、他大学の大学院生との交流は、教科書の外にある生きた学びそのものでした。同じ社会福祉学を専攻しながらも、異なる視点や関心領域を持つ同世代の仲間と接することで、自らの研究分野に対する視野を広げることができたのは、今回の活動がもたらしてくれた予期せぬ収穫でした。スタッフという立場であったからこそ、一歩引いた視点から学会全体の流れや研究者たちの熱気を客観的に、かつ深く観察することができたように思います。

#### 4. おわりに：学問共同体の一員として

この二日間のスタッフ経験は、研究者の道を歩み始めた私にとって、「学会」という場の意味を再考する契機となりました。学会とは、単に知識を発表するだけの場ではなく、互いの成長を支え合い、高め合う「連帯の場」であることを肌で感じました。微力ながらも大会の円滑な運営に貢献できたという経験は、今後私

が社会福祉分野の研究者として成長していく上で、得難い糧となることでしょう。

同志社の学生として、そして一人の研究者として、あの二日間で感じた現場の空気と達成感を忘れることなく、自身の研究にもより一層真摯に向き合っていきたいと思います。

## 7 初めての学会大会で得た、人とのつながりと学び

掛屋 美律（本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士課程）

このたび、日本社会福祉学会第73回秋季大会に、初めて運営アルバイトとして参加させていただきました。学会大会に関わることも初めてで、当日は少し緊張しながら会場に向かったのですが、振り返ってみると、人との出会いや協働のあたたかさを感じられた、忘れられない二日間となりました。

当日は、会場案内、発表会場の準備や進行補助など、運営に必要な業務を担当させていただきました。どれも大きな役割ではないかもしれませんが、院生・学部生のみなさんと声を掛け合いながら一つひとつの仕事を進めていくうちに、初対面とは思えないほど気持ちが通っていくように感じました。「一緒にやろう」「ここ手伝うよ」といった言葉に支えられながら働く時間はとても穏やかで、協働することの心強さをあらためて感じました。

そして今回、特に印象深かったのは、これまで書籍や論文を通して学んできた先生方と、実際に挨拶を交わせたことです。紙面でお名前を拝見してきた先生、研究を追いかけてきた先生が目の前にいらっしゃるという状況は少し不思議で、でもとても嬉しく、研究の先にある「人とのつながり」を実感できた瞬間でした。研究はどこか孤独な作業で、自分の机に向き合う時間が中心だと思っていましたが、こうして人と出会い、言葉を交わし、励まされる瞬間があるのだと知り、「研

究の道は決して孤独ではないんだ」と気づくことができました。そう気づけたことで、私自身の学びに向かう姿勢が、これまで以上に前向きで力強いものになったように思います。ほんの短い時間の言葉のやり取りでしたが、先生方の丁寧さや優しさに触れ、「この学問の世界に関わっていきたい」という思いがしっかりと心に根づきました。

また業務の合間には、口頭発表やポスターセッションを拝見する機会もいただきました。研究者の皆さまが、それぞれのフィールドで向き合ってきた課題や実践を真剣に語り合う姿は、とてもまぶしく映りました。社会福祉という領域の広さと深さを感じると同時に、その中に自分も学びを重ねていきたいと自然と思うことができました。

今回の学会参加を通じて、人との出会いの嬉しさや協働の楽しさ、そして研究に向き合う姿勢のあたたかさに触れることができました。初めての参加で緊張もありましたが、それ以上に“この場に関わってよかった”という思いが強く残っています。この経験が、これから学びを続けていく上での大きな支えになると感じています。次にこの大会に関わるときは、少しでも成長した自分で戻ってこられるよう、日々の学びを大切に積み重ねていきたいと思っています。

## 2 紹介と批評

### デイヴィッド・ガーランド(小田透訳) 『福祉国家 —救貧法の時代からポスト工業社会へ』 (白水社、2021年9月)



埋橋 孝文 (本学名誉教授・大阪公立大学客員教授)

本書の帯には「エスピ＝アンデルセン激賞!」「他に類を見ない重量級の小著であり、福祉国家に関心をもつすべての人にとっての決定的入門書」とある。確かに、サブタイトルや次に挙げる目次からもわかるように、救貧法以降の歴史を辿り、また、現在進行中の政治・経済的環境に目配りしている。その上で、戦後高度経済成長期の福祉国家1.0から1980年代以降の2.0を経て今後のポスト工業社会における福祉国家3.0を展望する本書はまさに「重量級」といえる。こういえばとっつきにくい印象をもつかもしいが、事実は逆である。主張は明快で叙述はわかりやすく、翻訳の巧みさがそれに輪をかけている。そうした意味でまさしく「決定的入門書」というにふさわしい。

- 第1章 福祉国家とは何か
  - 第2章 福祉国家以前
  - 第3章 福祉国家の誕生
  - 第4章 福祉国家1.0
  - 第5章 多様性
  - 第6章 問題点
  - 第7章 新自由主義と福祉国家2.0
  - 第8章 ポスト工業社会への移行—福祉国家3.0
  - 第9章 なくてはならない福祉国家
- 訳者あとがき

#### ■ 本書「激賞」の3つの理由

エスピ＝アンデルセンはどういう理由から本書を「激賞」したのであろうか。あくまで推測であるが、3つの理由を考えてみた。

一つは、『三つの世界』に比べて時間的な検討範囲

が広いこと。歴史的検討では、賃金補助を行うスピナムランド制(1795～1832年、p.38)が、今話題の給付つき税額控除と共通点をもつなど(p.185)、なお現代的意義をもっていることが指摘されている。

二つ目が、エスピ＝アンデルセンが分析したのは1970年代半ばまでの福祉国家(著者のいう「福祉国家1.0」)であるが、それを新自由主義が席卷する中での福祉国家2.0、さらにはポスト工業社会の3.0まで拡張し、変化と動態を鮮やかに指し示したこと。

三つめは、エスピ＝アンデルセンの場合、福祉国家についての価値判断は禁欲的に控えられているが、本書の場合、次のように述べて福祉国家の存在意義を認めてその擁護に踏み出していることである。

- ・「福祉国家と市場資本主義の関係は、機能上は必要不可欠であるが、構造上は矛盾含み」である(p.79)。
- ・「福祉国家プログラムは、総じて、根治療法的ではなく、対症療法的である」(p.80)。
- ・「福祉国家はきわめて強力な反対に直面しながら、驚くほどの耐久力や復元力を持ち合わせていることを、その身をもって証明してきたのである」(pp.164-165)。

#### ■ 福祉国家1.0の興隆／衰退と福祉国家2.0の出現

本書の大きな貢献は、福祉国家の1.0、2.0、3.0のそれぞれを区別しつつ明確に定義して、3.0をこれからの時代の要請に応えるタイプとして押し出しているところにある。

福祉国家1.0とは戦後1945年以降1980年代まで数十



年にわたって多くの先進諸国で支配的な社会統治形態となったもので、1) 社会保険、2) 社会扶助、3) 公的資金によるソーシャル・サービス、4) ソーシャルワークとパーソナル・ソーシャル・サービス、5) 経済のガバナンスという5つのセクターから構成される。とくに著者が強調するのは「社会と経済のガバナンスにおける画期的な突破口」と名づける社会保険である。

「収入源に対する社会保険は、福祉国家の礎石である。社会保険は、資本主義下の労働市場の革新的な問題—賃金労働者とその家族の保障の欠如—に対処するものであり、その手段として用いられる集団的リスク・プーリングは、収入減を補填し、保障を広く行き渡らせる」(pp.70-71)。

福祉国家1.0で特筆されなければならないのは、福祉国家の度量の広さは、貧困層を超えて中間層や富裕層にまで恩恵をもたらしたということである。このこともあって、20世紀中期の数十年間、「福祉国家プログラムは西欧の政党と有権者に大いにアピールした」。しかもこの時期、増税やインフレといった問題が存在したが、それらは「上昇する賃金、上昇する利潤、上昇する生産性によって相殺されていた」(p.86)。

しかし、上のような賃金、利潤、生産性の好循環という条件が1970年代に終焉することは福祉国家1.0の存立基盤を侵食していくことになる。本書は第7章で「ニューライト」連立、景気下降、政治的対応、新自由主義的統治、福祉国家にたいする攻撃、福祉改革、新自由主義的マネジメント、新自由主義のインパクトという節のタイトルのもと、そのプロセスをビビッドに描いていく。

簡単に要約すると、福祉国家の廃止と自由市場、自助、私的チャリティへの回帰を要求し、規制緩和と社会政策の市場志向的な再編（「就労につながる福祉」）をもたらした。社会支出の削減と減税が行われ、失業給付を減らし、民営化にともなって公共セクターの労働組合の力も減退した。公営住宅の売却も行われ、シングルマザーへの扶養手当は削減され、求職活動と就労復帰が奨励されるようになった。大企業や富裕層優遇政策は最終的にはすべての人を潤すであろうという「トリクル・ダウン (trickle down)」の主張 (p.151) や「勝者総取り (winner takes all) の経済」(p.163) がこうした新自由主義の特徴を余すところなく示して

いとされる。著者はこうして出来上がったものを福祉国家2.0と名付ける。

しかしこうした福祉国家2.0が席卷する中でも注目されることは「オリジナルの福祉国家の中核をなす制度の大半が生き延び、今日でも盤石であり続けているというのは、驚くべき事実である」(p.162)。つまり、貧困層を対象とする社会扶助は切り下げられたが、中間層も受益者に含む年金、疾病給付、失業給付の水準は、新自由主義が猛威を振るっていた時期でも大きな切り下げから免れたのである。

### ■ ポスト工業社会下の福祉国家3.0

さて、本書のもっとも斬新でかつオリジナルな主張を展開しているのは第8章「ポスト工業社会への移行—福祉国家3.0へ」と第9章「なくてはならない福祉国家」であろう。

著者は、上でふれてきたような新自由主義な攻撃にはレジリエンスを発揮した福祉国家であるが、今後はポスト工業社会への移行に伴って生じているいくつかのパラダイム変化と課題に適応し、政策の調整やアップデートが必要だと説く。こうしたパラダイム変化は、製造業の発展途上国への移転、サービス経済化に伴う工業部門の縮小、雇用の不安定化と非正規雇用の増加、主婦、母、娘の提供する無休の福祉サービスが見込めなくなっていること、高齢化と少子化などである。

福祉国家1.0は「工業労働者」、「一般男性」、「平均的家族」のニーズに応えるために、大規模なリスク・プーリングや規模の経済と均一な運営の利点を引き出したのであった。しかし、個人主義と社会の細分化、強力な集合解体プロセスがこうした仕掛けの有用性を減ずる事態が生じている。こうした中で「新しい社会的リスク」が、労働市場の分断と家族形態の不安定化によって生み出される非正規労働者、ワーキングプア、シングルペアレント、移民に覆いかぶさってくる。

福祉国家3.0はポスト工業時代の保障を希求するものであり、上でふれたような「新しい社会的リスク」に対応するものとして構想されている。具体的には、非標準的な雇用契約で働いている人びとまで社会保障や雇用保護を拡大し、ワーキングマザーやシングルマザーを支援し、女性に寄り添ったアプローチを採用する。総じて「新たな指導原理は、柔軟性と個別化である。十把一絡げな (one size fits all) 一律支給では

なく、個々人に合わせた扶助である」(p.186)。

著者は最後に「なくてはならない福祉国家」というタイトルで福祉国家を性格づける。本書評の最初の方で「福祉国家の存在意義を認めてその擁護に踏み出している」と述べたが、それにかかわる主張である。ただし、それは声高に主張するというよりは、福祉国家はエミール・デュルケムの「正常な社会的事実」の一つであるというような議論の仕方である(pp.193-200)。それを示す言い回しは、たとえば、「資本主義は、自己破壊を避けるために、自らを相殺する力を必要とする。そして福祉国家とは、機能的、制度的なかたちで確立されたそのような諸力が具現化したものである」、「福祉国家の非凡さとは、平均化の奇跡とリスクの共同化を用いて、市場資本主義を人間にとって居住可能なものに、近代民主主義と両立可能なものにする能力にある」。

次のむすびの一文は、本書にかける著者の並々ならぬ強い信念を如実に感じさせる。少し長いが引用する。

「福祉国家プログラムは、それがなければ存在できるはずもないトラブルメーカーの資本主義経済に対する必要不可欠な拮抗勢力でもある。ひとたびこの歴史的、社会学的事実を確立し、福祉国家プロジェクト廃止論に終止符を打つことができれば、私たちはもっとクリアな目線で、福祉国家制度を改善してそれが現代の社会的経済的難題に適応させるという課題に向き合うことができるのである」(p.200)。

本書は、福祉国家に関するイデオロギー的空中戦に組みせず、冷静で生産的な議論を展開し、ポスト工業社会が次々と提起してくる難題に真摯に向き合い、その改善策を希求する労作である。ぜひ、一読を進めたい。

## 3 書評

### 1 鈴木良 『スウェーデンにおける障害者の パーソナルアシスタンス制度 —抑制政策を越えて、当事者主導性の確立へ』 (明石書店、2025年)



評者 廣野 俊輔 (本学社会福祉学科准教授)

#### 1. 内容の要約

鈴木良 (2025) 『スウェーデンにおける障害者のパーソナルアシスタンス制度—抑制政策を越えて、当事者主導性の確立へ』(以下、本書という)の内容を端的にまとめるならば、スウェーデンにおける障害者のパーソナルアシスタンスについて、著者の長期間(2017年~2024年)における文献・資料収集、職員、親、障害当事者、行政関係者へのインタビューを用いてその実態と課題を明らかにした研究成果である。目次は以下の通りである(章レベルまで記す)。

序章	研究の背景と目的
第1部	歴史と制度
第1章	歴史
第2章	制度
第2部	実態と評価
第3章	実態
第4章	評価
第3部	運営



第5章 コミューン  
 第6章 協同組合Ⅰ 親による運営  
 第7章 協同組合Ⅱ 自立生活センター

第4部 抑制政策をめぐる主張  
 第8章 政府の主張  
 第9章 障害者団体の主張  
 終章 本書のまとめと日本の政策への提言  
 補遺 知的障害当事者団体によるグループホーム改革

目次からもわかるように本書は読者が議論を追いやすいように構成されている。大きく2つ分けると、第3部までをスウェーデンのパーソナルアシスタンスの実態とみることができる。第4部以降には2つの内容が含まれている。ひとつは、近年のスウェーデンにおけるパーソナルアシスタンス抑制政策とそれに抵抗する当事者団体の主張と動きである。もうひとつは、スウェーデンのパーソナルアシスタンスから日本が学ぶべきことである。

## 2. 研究の位置づけと意義

意義を明確にするために他の研究との関係で本書を位置づけてみたい。その前段階としてパーソナルアシスタンスとはそもそも何かについての理解が必要である。自らも重度障害がある人の家族であり、パーソナルアシスタンスの研究をしている岡部耕助は、介護保険等のヘルパーとの違いとして、(1) 利用者の主導(含む・支援を受けての主導)、(2) 個別の関係性、(3) 包括性と継続性を前提とする生活支援を挙げている(岡部編 2017)。当事者に直接介助に必要な資金を供給するダイレクトペイメントもパーソナルアシスタンスに関係している。ここで関係しているとはダイレクトペイメントはパーソナルアシスタンスの絶対条件ではないものの、パーソナルアシスタンスの利用者主導を守るために重要と考えられているという意味である。

おそらく日本で最も早くにパーソナルアシスタンスの必要性を主張した研究者のひとりには小川喜道であろう。小川はイギリスのダイレクトペイメントやパーソナルアシスタンスについて1990年代から紹介している(小川 1998; 小川 2005)。イギリスのパーソナルアシスタンスをめぐるさまざまな論点をさらに探求して

いる研究者として麦倉泰子がいる(麦倉 2015)。麦倉はダイレクトペイメントやパーソナルアシスタンスについてジェンダーの視点等をふまえながら現地でのような議論(時に論争)が起こっているかを検討している。イギリス以外に目を向けると、カナダのパーソナルアシスタンスについては、本章の著者でもある鈴木良の他に木口恵美子が紹介しており(木口 2011)、スウェーデンについては、清原舞の業績がある(清原 2020)。ちなみに日本についてはこの制度を試行している札幌市の取り組みが注目されることが多い。これまで紹介した論者のある程度まとまった論考として岡部らの編著がある(2017)。

以上のようにパーソナルアシスタンスの研究は、それを充分と言えるかは別として近年注目度を増しており、研究対象も多様化していると言ってよいだろう。言うまでもなく、その背景には障害者権利条約で求められている障害者の地域生活の保障をいかにして実現するのかという問題意識があるだろう。そうした中であって、本書の意義は何か。評者はそれを以下の3点に要約できると考える。

1つ目は研究対象の包括性である。スウェーデンのパーソナルアシスタンスそのものは先行する研究もあるものの歴史と実態を一人の研究者がこれほど多くの文献資料とインタビューを重ねた研究はない。著者の熱量に頭が下がるのは特にこの点においてである。さらに、いわばレジェンド級の障害者運動家、パーソナルアシスタンスの制度制定に関わった政治家にもインタビューしている。その結果として、たとえば、スウェーデンのパーソナルアシスタンスを提供する方式には、1) コミューン、2) 企業、3) 協同組合、4) 直接雇用があるのだが、それぞれどのような特徴があるのかについてよく理解できるように記述されている。

2つ目は過度な理想化を避け実態にこだわる姿勢である。パーソナルアシスタンスに限らず、研究者が諸外国の制度を紹介する際にそれを理想化してしまうきらいがある。著者はこの点を意識しており、たとえば、パーソナルアシスタントのアセスメントにICFに基づくアセスメントシートの導入や医療専門家の介入を進めようとする政府と本人の信認を得た担当者が本人を支援しながらアセスメントする必要があると主張する障害当事者団体の対立についてかなりの分量を割いて記述している。

3つ目に日本への政策提言が充実していることである。限られた分量の論文の中で諸外国の取り組みをする場合、自国への提言はほとんどないか、あっても具体性を書いたものになることもある。著者はこの点についてたとえば、自己決定や支援者のネットワークを広げる能力に限界がある人への支援や、家族によるパーソナルアシスタンスをどう考えるかについても日本の現状も踏まえながら議論している。

### 3. さらなる研究に期待する点

評者は日本における自立生活運動の研究をしている。その視点から著者の今後の研究に期待するところを述べたい。著者はパーソナルアシスタントを供給する方式として1) コミュニティ、2) 企業、3) 協同組合、4) 直接雇用を挙げていたことはすでに述べた。この中で特に評者が注目したのが3) 協同組合である。この中には、親の会、ストックホルム自立生活協同組合(STIL)、JAG (Jämlikhet Assistans Gemenskap) が挙げられている。

まず、評者としてはSTILやJAGのなりたちや実態についてさらに知りたいと思った。というのも、まず、一般に身体障害者を中心とした自立生活をめざす組織体を自立生活センターと言い、日本の場合にはアメリカの影響を受けて普及したと考えられている。これらは当事者の自己決定を重視する組織である。ところがスウェーデンの自立生活センターは「センター」でなくて「協同組合」であるのが目についた。他の記述も併せて考えるとこれは単なる名称の違いではないかも

知れない。すなわち、特に身体障害者以外の自立生活も推進されているスウェーデンでは、当事者の決定を尊重しながらも、その際に前提としている支援の量的もしくは質的な面が異なるのではないか。言い換えるならば、個人の自己決定の手前で周囲の関係者との共同体的な関係性を重視する側面があるように思える。

こうした点を研究すると著者の研究の異なる面も見えてくる。冒頭、パーソナルアシスタントに関連する研究に限定して本書を位置づけたが、本書は脱施設化の先進国であるスウェーデンの障害福祉の現代史研究としても、スウェーデンの障害者運動史としても読むことができ、その意味で著者は指導教員の河東田博の諸研究を継承していると言える。さまざまな地域での脱施設化を探求し続ける著者のさらなる躍動が楽しみである。

#### 参考文献 (本書以外のもの)

- 岡部耕典 (2017) 『パーソナルアシスタンス——障害者権利条約時代の新・支援システムへ』生活書院。  
 小川喜道 (1998) 『障害者のエンパワーメント：イギリスの障害者福祉』明石書店。  
 小川喜道 (2005) 『障害者の自立支援とパーソナル・アシスタンス、ダイレクト・ペイメント』明石書店。  
 木口恵美子 (2011) 「知的障害者の自立を支えるインディヴィジュアル・ファンドの取り組みについて：カナダ・マニトバ州の取り組みから」『海外社会保障研究』176号, 66-73。  
 清原舞 (2020) 『スウェーデンにおける障害者の生活保障：政策・運動・実践』生活書院。  
 麦倉泰子 (2015) 「パーソナライゼーション論争：ネオリベリズム批判と障害者運動の相克」『社会学年誌 (早稲田大学社会学会)』56号, 47-59。

## 2

郭芳

### 『「日本式介護」の中国進出： 高齢者ケアの現地化プロセス』

(明石書店、2025年9月)



評者 澤田 ゆかり (東京外国語大学教授)

本書は、中国の高齢者ケアに携わる日本の介護事業者について、彼らを取り巻く期待と現実を聞き取り調

査によって丹念に分析した労作である。このテーマについてはビジネス視点からの情報発信が先行している



が、本書はあくまで社会福祉学の観点から日本式介護の本質を模索することで、介護分野で日中が抱える問題を浮き彫りにしている。

なお本書が取り上げる「日本式介護」とは、日本で行われる介護そのものではない。それは、日本の介護業者が海外へと進出した際に、現地の環境に適応し変化することを前提としている。そうした長年の現地化を経てもなお、守るべきものとして残った介護の理念や価値観、およびその実践が著者のいう「日本式介護」である。

本書の章構成は以下のとおり。

序章	「日本式介護」の海外進出と本研究
第1章	日本式介護の受入環境 ——中国における福祉の「市場化」
第2章	中国における日本式介護のニーズ ——日本式介護が扱う中国の介護問題の性質
第3章	日本式介護の現地化プロセス ——事例研究を通じて
第4章	日本人責任者が展開を目指す日本式介護 ——インタビュー調査を通じて
第5章	中国人職員の認識に基づいた日本式介護 ——インタビュー調査を通じて
第6章	日本式介護への理解のズレとその影響要因
終章	日本式介護の中国進出と今後の展開

序章では、「日本式介護」という概念が誕生した経緯として、アジア諸国への介護事業の輸出戦略が紹介される。また先行研究を踏まえて、本研究の目的が「日本式介護の中国での展開、特に理念と実践の接続可能性について、制度的、文化的視点から明らかにする」(p.26)点にあることが述べられる。この実現に向けて、著者は次の3つの研究設問を打ち出した。中国における日本式介護について、(1) 現地でのニーズはあるか、(2) どのように現地で受容/適応しているのか、(3) 中国人職員はこれをどのように理解・実践しているのか、である。

第1章と第2章は、上記の研究設問(1)の検証である。第1章で、中国での急速な高齢化と経済成長による購買力の増加を背景に、ケアの市場化が進行したことが説明される。政府は新規成長分野としてシルバー産業を支援し、供給主体の多様化と営利化による供給

量の拡大を図った。いっぽう政府の事業者に対する規制や指導監督は弱く、公的給付が抑制的であったことから、介護分野は自由市場となった。ここに外資系の介護事業者が参入できる余地が形成された、と著者は指摘する。

第2章は、どのような民間事業者が中国で介護サービスを提供しているのか、その問題点はどこにあるのかを論じている。具体的には、中国国内の民間事業者と海外事業者の参入状況および中国政府の介護モデル構想を紹介し、日本式介護のニーズが要介護度の高い高齢者を対象としたサービス、とりわけ認知症の利用者を受け入れる施設介護にあることが分かった。

第3章は事例研究を通じて、日本から中国に進出した介護事業の現地化プロセスを6項目(①建物設計、②設備環境、③サービスの内容、④ケアに対する考え方、⑤認知症ケア、⑥職員の姿勢)から検討している。その結果、①～③は中国の現状に合わせて変化したが、④と⑤は日本式介護の強みとして維持すべき点であると事業者が認識していることが明らかになった。しかしこれらの強みは実施主体である⑥には浸透しておらず、事業者を悩ませていることが示されている。

この状況を受けて、著者は日本の経営責任者と中国現地のスタッフに対して聞き取り調査を実施した。その成果を示したのが、第4章と第5章である。第4章は日本人の事業責任者の語りから提示され、「自立支援」「相手(=利用者)本位」「尊厳の尊重」の三つの理念に日本側の強いこだわりがあることが判明した。これに対して第5章では中国人の管理職(9名)と一般介護職員(6名)の発言をテキスト分析し、上記の三つの理念のほかに認知症ケアと「きめ細かさ」を重要キーワードとして分類している。そこから可視化されたのは、理念の理解と実践のズレである。とりわけケアプランの作成については、その重要性は頭で理解されても実施の段階で形だけの作業にとどまる様子が描き出されている。また中国人管理職と一般職員の認識のズレも丁寧に図式化されており、問題の所在がわかりやすい。

第6章は、これらのズレの要因を追求している。前章までの調査結果から導き出されたのは、中国における「未成熟な介護保険」と「安全確保に偏った評価制度」という制度的要因であった。このことは逆に、日本の事業者が重視する「自立支援」「相手本位」など

の理念やケアマネジメントの仕組がいかに関護保険と評価システムに立脚したものであるかを示している。さらに文化的要因として、プライバシーの感覚や高齢者への眼差しの違いにも言及がある。

終章は、全体の総括と上記の「ズレ」を克服する方法の模索である。著者は第6章の要因を踏まえて、暗黙知に頼る今の実践を可視化すること、そして日本式介護の評価を標準化することを提言している。また理念の伝達と共有を可能にするための研修の必要性も主張する。

以上のように、本書の知見の大半は聞き取り調査で得た情報に立脚しているが、単なる事例研究に終始するのではなく、より普遍的な論点に昇華する試みがなされている。すなわち著者は日本式介護の中核として「自立支援」という理念を抽出した上で、その実践を支える制度的前提とは何かを解き明かすのに成功している。また2020年代初頭までの日系介護事業の中国展開を丹念に整理した部分や介護現場のコミュニケーションに関する描写は、同時代の証言として資料的な価値がある。

さらに「日本式介護」という概念の出自についての説明も興味深い。この言葉が政府文書に姿を現した2016年当初は、日本国内での介護業界の人手不足を解消することが念頭に置かれていた。そこではアジアか

らの実習生や留学生の受け入れを促進し、彼らの日本での国家資格の取得を支援する文脈で、この言葉が使われた。それが次第に日本の介護事業の海外進出に資する人材として位置付けられ、高齢者人口の比率が急速に拡大するアジア諸国の市場開拓を担うものとされた。つまり日本式介護は、自動車以外の産業が輸出競争力を失う中で政府が見出したグローバル戦略の光明であり、「課題先進国」という表現にマッチする構想であったがゆえに、国策として推進されたことがうかがえる。もともとこの段階では「日本式介護」は、「スシ」や「ワギュー」のような海外市場で日本を代表するブランドとして期待されていた。

しかし寿司は、海外で定着する中でSushiになり、アボカドやクリームチーズの巻き寿司や丸揚げフライド寿司が登場して、日本人の常識を覆した。それらを日本食と呼んで良いのか、という疑問も出てきた。同様に「日本式介護」も現地化を進めれば進めるほど、原型の理念を維持することが難しくなる。

また製造業の事例でよく指摘されることだが、中国企業ではエリート幹部とその他の社員の間に大きな溝があり、日本の経営者が期待する一般スタッフの「現場力」が発揮されにくい。以上のように、本書は介護分野の研究にとどまらず、日系企業が現地化で直面する共通の問題を理解する上でも示唆に富む。

本書で紹介した3冊の本

